

第17号議案

芦屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成31年2月19日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の軽減に係る所得判定基準を拡充するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例

芦屋市国民健康保険条例（昭和38年芦屋市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（基礎賦課限度額）</p> <p>第13条の6 第10条又は第13条の2の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第10条の基礎賦課額と第13条の2の基礎賦課額との合計額をいう。第16条及び第17条第1項において同じ。）は、令第29条の7第2項第9号又は令附則第4条第2項第6号の額を超えることができない。</p> <p>（後期高齢者支援金等賦課限度額）</p> <p>第13条の6の10 第13条の6の3又は第13条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第13条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第13条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額との合計額をいう。第16条及び第17条第1項において同じ。）は、令第29条の7第3項第8号又は令附則第4条第3項第6号の額を超えることができない。</p>	<p>（基礎賦課限度額）</p> <p>第13条の6 第10条又は第13条の2の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第10条の基礎賦課額と第13条の2の基礎賦課額との合計額をいう。第16条及び第17条第1項において同じ。）は、令第29条の7第2項第9号又は令附則第4条第2項第6号に規定する額を超えることができない。</p> <p>（後期高齢者支援金等賦課限度額）</p> <p>第13条の6の10 第13条の6の3又は第13条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第13条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第13条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額との合計額をいう。第16条及び第17条第1項において同じ。）は、令第29条の7第3項第8号又は令附則第4条第3項第6号に規定する額を超えることができない。</p>

改正後	改正前
<p>(介護納付金賦課限度額)</p> <p>第13条の11 第13条の8の賦課額は、令第29条の7第4項第8号の額を超えることができない。</p> <p>(保険料の減額)</p> <p>第17条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条又は第13条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が第13条の6に規定する額を超える場合には、当該額)とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>280,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>510,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる</p>	<p>(介護納付金賦課限度額)</p> <p>第13条の11 第13条の8の賦課額は、令第29条の7第4項第8号に規定する額を超えることができない。</p> <p>(保険料の減額)</p> <p>第17条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条又は第13条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が第13条の6に規定する額を超える場合には、当該額)とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>275,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>500,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる</p>

改正後	改正前
<p>額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>2～5 (略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の芦屋市国民健康保険条例の規定は、平成31年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

参 照

芦屋市国民健康保険条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い，保険料の軽減に係る所得判定基準を拡充するため，この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 被保険者均等割額及び世帯別平等割額の軽減に係る所得判定基準の拡充

(第17条関係)

ア 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において，被保険者数と特定同一世帯所属者（※）数の合計数に乗じる金額を28万円（現行は27万5千円）とする。

イ 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において，被保険者数と特定同一世帯所属者数の合計数に乗じる金額を51万円（現行は50万円）とする。

※ 特定同一世帯所属者とは，国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した後も継続して同一の世帯に属する者をいう。

(2) その他規定の整理

3 施行期日等

(1) 平成31年4月1日

(2) 改正後の規定は，平成31年度以後の年度分の保険料について適用し，平成30年度以前の年度分の保険料については，なお従前の例による。

国民健康保険料の軽減に係る所得判定基準の拡充について

低所得者世帯の保険料については、所得の合計額に応じて応益割（均等割＋平等割）を軽減している。

[国民健康保険料 = 応能割（所得割） + 応益割（均等割+平等割）]

●軽減が受けられる世帯の合計所得の上限額

軽減割合	算定内容	
7割	—	33万円以下
5割	現行	33万円 + 27.5万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者 ^(※) 数) 以下
	改正案	33万円 + 28万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) 以下
2割	現行	33万円 + 50万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) 以下
	改正案	33万円 + 51万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) 以下

(※) 特定同一世帯所属者：国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した後も継続して同一の世帯に属する者

(例) 夫婦と子ども2人の世帯で給与収入のみの場合

	5割軽減	2割軽減
現行	合計所得 143万円以下 (給与収入 約230.3万円以下)	合計所得 233万円以下 (給与収入 約358.7万円以下)
改正案	合計所得 145万円以下 (給与収入 約233.1万円以下)	合計所得 237万円以下 (給与収入 約363.9万円以下)